



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

厚生労働省

調査員記入欄

地区 番号					単位区 番 号			世帯 番号			世帯員 番 号			確認欄	
----------	--	--	--	--	------------	--	--	----------	--	--	------------	--	--	-----	--

秘 公的年金加入状況等調査調査票

●●調査のご協力のお願い●●

- この調査は、国民年金・厚生年金（まとめて「公的年金」といいます）の加入状況等について、全国から無作為抽出により選ばれた世帯（約9万世帯）を対象として実施するものです。
- お答えいただいた内容は、統計資料の作成以外に使用することは法律で禁じられており、例えば保険料や税金の徴収などに使用することはありませんので、ご安心してありのままをお答えください。
- この調査は、より詳しい統計資料を作成するため、厚生労働省が既に実施した「国民生活基礎調査」の調査地区から対象世帯を選ぶ方法をとっています。したがって、繰り返しの調査のお願いとなってしまいますが、今後の年金事業の運営や年金制度の議論に必要不可欠な資料となりますので、ご協力をお願いいたします。

●●ご回答の方法●●

- 令和元（2019）年10月31日時点で15歳以上の方のみお答えください。
- 世帯員一人ごとにそれぞれ調査票を記入してください。
- 各問については、現在（令和元（2019）年10月31日時点）の状況をお答えください。
- 当てはまる番号に○を付けてください。その他所要の箇所に文字・数字を記入してください。
- できるだけ黒のボールペンで記入してください。

～～～ 在学状況、就業状況についてお伺いします ～～～

問1 あなたは学生ですか。当てはまるものを1つだけ選んでください。

1. 現在、学生でない
2. 現在、学生である（下記の「3.休学中」～「5.通信制の課程等」の学生は除きます）
3. 現在、休学中の学生である
4. 現在、定時制の課程等（高等学校の夜間等や大学の夜間学部）に在学中の学生である
5. 現在、通信制の課程や学部~~に~~在学中の学生である

※：定時制の課程等や通信制の課程等の学生で休学中の方は、「3」を選んでください。

問2 あなたの就業形態について、当てはまるものを1つだけ選んでください（学生の方も回答してください。）

1. 自営業主（個人経営の商店主や農業主など）
2. 家族従業者（自営業主の手伝い）
3. 会社員（会社役員や長期のパート・アルバイト※も含む）または公務員等
4. その他の働き方（内職、日雇労働、短期のパート・アルバイト※など）

※：長期のパート・アルバイトとは、おおむね2か月を超える期間を定めて雇用される方、短期のパート・アルバイトとは、おおむね2か月以内の期間を定めて雇用される方のことを言います。

5. 特に働いていない

「5」を選んだ方

問11へお進みください。

問 3

あなたの勤務先（派遣社員の場合は派遣元の事業所）や経営する店・事業などの業種について当てはまるものを**1つだけ**選んでください。（問2で「4」を選んだ方は、その仕事の業種について当てはまるものを選んでください。）（回答に当たっては、次ページを参考にしてください）

1. 農林水産業
2. 鉱業、採石業、砂利採取業
3. 建設業
4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業
6. 情報通信業
7. 運輸業、郵便業（鉄道会社、倉庫会社、飛行場、貨物運送業者など）
8. 卸売・小売業（コンビニエンスストア、ドラッグストア、商社、ガソリンスタンドなど）
9. 金融・保険業（銀行、ゆうちょ銀行、生命保険会社、かんぽ生命保険など）
10. 不動産業、物品賃貸業（不動産賃貸会社、マンション管理会社、リース会社など）
11. 学術研究、専門・技術サービス業
12. 飲食店・宿泊業
13. 生活関連サービス業、娯楽業
14. 教育・学習支援業（図書館、博物館、美術館、動物園、各種学校など）
15. 医療・福祉
16. 複合サービス事業
17. 職業紹介・労働者派遣業（職業紹介業、派遣会社など）
18. その他の対事業所サービス業
19. 修理業（自動車整備関係など）
20. 廃棄物処理業（ごみ収集運搬業、清掃事業所など）
21. 政治・経済・文化団体
22. その他のサービス業
23. 公務

(問3の回答にあたって)

- サービス関連事業は以下のとおり分類されます。

・「11. 学術研究、専門・技術サービス業」

学術・開発研究機関、法律事務所、公認会計士事務所、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、通訳業、広告業、獣医業、土木建築サービス業など

・「13. 生活関連サービス業、娯楽業」

洗濯業、美容業、浴場業、旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、劇場、スポーツ施設提供業、遊園地、遊戯場など

・「16. 複合サービス事業」

協同組合（農協、漁協など）など

・「18. その他の対事業所サービス業」

速記・ワープロ入力・複写業、ビルメンテナンス業、警備業、ディスプレイ業など

・「22. その他のサービス業」

宗教、集会場（県民会館、文化会館など）、外国公務（大使館、領事館など）など

- 「23. 公務」には国家公務（国会、裁判所、中央官庁、その地方支分部局など）や地方公務（県議会、都道府県庁、市区役所、町村役場、教育委員会など）が分類され、官公署の部局はその事業内容で分類されます。

【例】 森林管理署	→「1. 農林水産業」
水道局	→「5. 電気・ガス・熱供給・水道業」
交通局	→「7. 運輸業、郵便業」
日本銀行	→「9. 金融・保険業」
国立印刷局	→「4. 製造業」

- 郵便局に勤務している方は、勤務先の郵便局が行っている業務に応じて、事業の種類を選択してください。

【例】 郵便業務のみを行っている郵便局	→「7. 運輸業、郵便業」
郵便業務や銀行窓口業務など複数のサービスの提供を行っている郵便局	→「16. 複合サービス事業」

- 勤務している会社に、複数の事業所がある場合は、実際に勤務している事業所の事業の種類を選択してください。

【例】 本社	→「4. 製造業」（会社の主たる事業）
第2工場	→「4. 製造業」
物流センター	→「7. 運輸業、郵便業」
営業所（製品の販売）	→「8. 卸売・小売業」
研究所	→「11. 学術研究、専門・技術サービス業」

問 4	あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）や経営する店・事業などについて、当てはまるものを 1つだけ 選んでください。
1. 法人 2. 法人でない（個人事業所） 3. 国・地方公共団体 4. その他	

問 5	あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）などの従業員の規模について、当てはまるものを 1つだけ 選んでください。（本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業員数をお答えください。）	
1. 1～4人 2. 5～29人 3. 30～99人 4. 100～299人 5. 300～500人 6. 501～999人 7. 1000～4999人 8. 5000人以上		

次の問6～問10は、問2で「3」を選択した方（会社員または公務員等）にお伺いする質問です。《複数の事業所に勤務している方は、主な勤務先における状況についてお答えください。》

◎ 問2で「3」以外を選択した方は、問11へお進みください。

問 6	1か月あたりの所定労働日数、1週間あたりの所定労働時間はおおよそどれくらいですか。それぞれおおむねの日数、時間について当てはまるものを 1つだけ 選んでください。
(1) 1か月あたりの所定労働日数 1. 5日以下 2. 6～10日 3. 11～15日 4. 16～20日 5. 21日以上 (2) 1週間あたりの所定労働時間（残業時間は含みません） 1. 10時間未満 2. 10～15時間未満 3. 15～20時間未満 4. 20～25時間未満 5. 25～30時間未満 6. 30～35時間未満 7. 35～40時間未満 8. 40時間以上	

問 7	あなたの勤務先（派遣社員の場合は派遣先の事業所）での呼称について、当てはまるものを 1つだけ 選んでください。
1. 正規の職員・従業員 2. パート・アルバイト 3. 労働者派遣事業所の派遣社員 4. 契約社員・嘱託 5. その他	

問 8

あなたの1日の所定労働時間と1か月の所定労働日数は同じ勤務先の正規の職員・従業員と同程度以上ですか。

1. 1日の所定労働時間と1か月の所定労働日数の両方とも同じ勤務先の正規の職員・従業員と同程度以上である。
2. 1日の所定労働時間と1か月の所定労働日数のいずれかまたは両方とも同じ勤務先の正規の職員・従業員より少ない。

問 9

あなたの現在の労働契約は、雇用期間の定めがある契約ですか。

1. 雇用期間の定めがある。
2. 雇用期間の定めがない。

「1」を選んだ方にお伺いします。

問 9 - 1

あなたの現在の労働契約の雇用期間について、当てはまるものを**1つだけ**選んでください。(現在の勤務先で契約の更新を行ったことのある方は、更新前の期間は含まない、直近の更新以降の労働契約における雇用期間をお答えください。)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 31日未満 | 2. 1か月～2か月未満 |
| 3. 2か月～3か月未満 | 4. 3か月～6か月未満 |
| 5. 6か月～1年未満 | 6. 1年～3年未満 |
| 7. 3年以上 | |

問 10

あなたの現在の基本給(月額)※はおよそどのくらいですか。おおむねの額について当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

※：基本給(月額)には、賞与や時間外手当、通勤手当等は含みません。また、税や社会保険料等を引く前の金額をもとに選んでください。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 5万8千円未満 | 2. 5万8千円～6万8千円未満 |
| 3. 6万8千円～7万8千円未満 | 4. 7万8千円～8万8千円未満 |
| 5. 8万8千円～9万8千円未満 | 6. 9万8千円～10万8千円未満 |
| 7. 10万8千円～12万5千円未満 | 8. 12万5千円～25万円未満 |
| 9. 25万円～40万円未満 | 10. 40万円以上 |

◇ 公的年金の加入状況の確認について ◇

- 日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方は国民年金に加入する義務があり、「第1号被保険者」、「第2号被保険者」または「第3号被保険者」のいずれかに区分されます。

- 第1号被保険者：自営業者や学生等
 { 国民年金保険料の免除、納付猶予を受けている方も、第1号被保険者として加入しています。また、上記以外で国民年金に任意加入している方もいます。
 第2号被保険者：厚生年金の加入者（会社員や公務員等）
 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

- 20歳未満で働いている方は厚生年金に加入しています（一部の方について加入していない場合もあります）。
- 60歳以上で働いている方は厚生年金に加入しています（一部の方について加入していない場合もあります）。また、国民年金に任意加入している方もいます。
- 国民年金（第1号・第3号）・厚生年金の全ての加入者に、これまでの年金加入記録や年金に関する情報を「ねんきん定期便」として定期的（毎年誕生月）にお送りしており、これにより現在までの加入状況が確認できます。また、「ねんきんネット」をご利用いただければ、パソコンやスマートフォンで、いつでも最新の年金記録が確認できます。

（ねんきん定期便）

<表面>

照会番号 公的年金の加入者番号 私立共済の加入者番号 ※お問い合わせの際は、照会番号をお伝えください。

①保険料を納付していただいた方は、「これまでの加入実績に応じた年金額」が昨年よりも増額しています。
 ②今後も、保険料を納付していただくことで更に年金額が増加します。
 ③年金の支給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。※年金支給を遅らせた場合、年金額が増加します。（70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増）

最近の月別状況です
 下記の月別状況や最新の年金加入期間に「どれ」や「どれ」があると思われる方、特に、転勤・転職が多い場合、姓（名字）が変わったことがある場合などは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

お客さまへのお知らせ

日本年金機構 Japan Pension Service
 〒160-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
 ご案内は内線にあります。失礼の方向へ移ったりはしないでください。

<裏面>

「ねんきんネット」で老後の生活設計について考えてみませんか？

○「ねんきんネット」の便利な機能
 ・年金受給開始を遅らせる場合などの年金見込額の試算
 ・電子版「ねんきん定期便」の確認
 ・全期間の年金記録の確認
 ・通知書の再交付申請 など

○24時間いつでも、パソコンやスマートフォンで利用できる「ねんきんネット」を老後の生活設計にご活用下さい。

○基礎年金番号と「お客さまのアクセスキー」等を入力いただくことで簡単に登録できます。ぜひご登録下さい。
 ※基礎年金番号は、年金手帳などに記載されています。

詳しくはWEBで「ねんきんネット」検索 QRコード
 スマートフォンでのご利用登録は、QRコードで

お問い合わせ先
 「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせは
 0570-058-555
 ※050から始まる電話で対応している場合は 03-6700-1144
 【受付時間】月 曜 日 午前8:30～午後7:00
 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

1. これまでの保険料納付額（累計額）
 (1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間) 円
 (2) 厚生年金保険料(被保険者負担額) 円
 一般厚生年金期間 円
 公務員厚生年金期間 円
 私立共済厚生年金期間 円
 (1)と(2)の合計 円

この定期便は、下記時点のデータで作成しています。
 納付記録データに反映されるまで日付がわかることとなります。
 国民年金(第1号) 国民年金(第3号) 公務員厚生年金(第2号) 私立共済厚生年金(第3号)
 一般厚生年金 一般厚生年金 一般厚生年金 一般厚生年金

「ねんきん定期便」の見方は、定期便 通知書の見方 検索

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です）
 国民年金(a) 国民年金(c) 船員保険(c) 年金加入期間合計(未納月数を除く) 合算対象期間等(d) 受給資格期間(a+b+c+d)
 月 月 月 月 月 月
 厚生年金保険(b) 一般厚生年金 公務員厚生年金 私立共済厚生年金 厚生年金保険計 月 月 月

3. これまでの加入実績に応じた年金額
 (1) 老齢基礎年金 円
 (2) 老齢厚生年金 円
 一般厚生年金期間 円
 公務員厚生年金期間 円

お客さまのアクセスキー
 ※アクセスキーの有効期限は、本状到着後、3カ月です。
 右のマークは、目の不自由な

ここで、最近の国民年金（第1号・第3号）・厚生年金への加入状況が分かります。

問11の回答は、直近の加入状況を参考にしてください。

問 1 1

あなたの公的年金への加入状況として、当てはまるものを次の中から **1 つだけ** 選んでください。(加入状況については、前ページを参考にしてください)

1. 国民年金に加入している第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）である
2. 厚生年金に加入している第 2 号被保険者である
3. 配偶者が厚生年金に加入している第 3 号被保険者である
4. 公的年金の被保険者ではない

注：60 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者であり厚生年金に加入している方は、「2」を選択して下さい。

「4」を選んだ方にお伺いします。

問 1 1 - 1

公的年金に加入していない状況として当てはまるものを次の中から **1 つだけ** 選んでください。

1. 20 歳未満である
2. 60 歳以上である
3. 国民年金第 1 号被保険者に当てはまるが、届出をしていない※
4. 国民年金第 3 号被保険者に当てはまるが、届出をしていない※

※：届出をしていない方は、年金手帳をお持ちではありません。

5. その他（加入する公的年金制度の変更等のため、調査時点において一時的に第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない、など）

「2」を選んだ方にお伺いします。

問 1 1 - 2

公的年金に加入していない方について、当てはまるものを次の中から **1 つだけ** 選んでください。

1. 公的年金（恩給を含む）を受給している
2. 公的年金の受給開始年齢を待っている
3. 公的年金を受給する権利はあるが、受給の繰下げをするので、まだ受給していない
4. 公的年金（恩給を含む）を受給できる年数を満たしていない

問 1 2

あなたは日本国籍ですか。当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

1. 日本国籍である

2. 日本国籍ではない

「2」を選んだ方にお伺いします。

問 1 2 - 1

あなたの国籍を次の中から**1つだけ**選んでください。

1. 中国

2. 韓国

3. ベトナム

4. フィリピン

5. ブラジル

6. ネパール

7. アメリカ

8. その他

次の問 1 3 から問 1 4 は、問 1 1 で「4」を選択した 20 歳以上 60 歳未満の方（20 歳以上 60 歳未満で公的年金の被保険者でない方）にお伺いする質問です。

◎ 問 1 1 で「4」以外を選択した方と 20 歳未満又は 60 歳以上の方は、問 1 5 へお進みください。

問 1 3

公的年金に加入していない理由を次の中から**1つだけ**選んでください。

1. 加入の届出をする必要はないと思っていたから

2. 忙しくて届け出る暇がなかったから

3. うっかり届出を忘れていたから

4. 制度の仕組みを知らなかったから

5. 加入したくないから

6. その他

「5」を選んだ方にお伺いします。

問 1 3 - 1

公的年金に加入したくない理由について、当てはまるものに○（**3つまで**）をつけてください。

1. 保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから

2. 納める保険料に比べて、もらえる年金額が少ないと思うから

3. 公的年金をもらわなくても、他の収入や貯蓄などで暮らしていけると思うから

4. これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえないと思うから

5. もらえる年金額がわからないから

6. 年金制度の将来が不安だから

7. 納めた保険料がどのように使われているのかよくわからないから

8. 自分以外にも加入せず保険料を納めていない人がいるので加入する必要はないと思うから

9. その他

問 1 4

今後、公的年金に加入する意思はありますか。

1. 加入する意思がある

2. 加入する意思はない

～～～ 生命保険・個人年金への加入状況についてお伺いします ～～～

問 1 5

あなたは生命保険または個人年金に加入していますか。当てはまるものを選んでください。

1. 生命保険にのみ加入
2. 個人年金にのみ加入
3. 生命保険、個人年金の両方に加入
4. どちらにも加入していない

～～～ 老後の生活設計について伺います ～～～

問 16

老後（おおむね65歳以降の生活）を過ごすためにどのような収入を考えていますか。
（65歳以上の方は、今現在どのような収入がありますか。）当てはまるものに○（**3つまで**）をつけてください。さらに、それらの中で最も主要なもの（**1つのみ**）を選び、四角の中にその数字をご記入ください。

1. 公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）
2. 貯蓄・退職金の取り崩し
3. 資産の運用（株式投資・アパート経営等）
4. 個人年金（民間保険会社・かんぽ生命保険等）
5. 企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金等）
6. 国民年金基金・個人型確定拠出年金＜愛称：iDeCo＞
7. 自分で働く
8. 配偶者や子供の扶養・援助
9. 生活保護
10. その他
11. 考えていない

当てはまるものに○
(3つまで)をつけて
ください。

最も主要なもの（1つのみ）を選び、以下の四角の中にその数字をご記入ください。



～～～ 年金制度についてお伺いします ～～～

問 17

20歳以上60歳未満の国民は公的年金に加入し、保険料を納付しなければならない（保険料を免除されている方や第3号被保険者を除く）ことをご存じでしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

問 18

国民年金では、経済的に保険料を納めることが困難な場合は、市区町村の窓口に申請することにより、保険料の全部又は一部が免除される仕組みがあることをご存じでしたか。

1. 知っていた 2. 知らなかった

問 19	公的年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障害が残ったときにももらえる障害年金があることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 20	公的年金には、老齢年金や障害年金のほか、一家の働き手が亡くなったときにももらえる遺族年金があることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 21	老齢基礎年金（老後にももらえる公的年金の一階部分）を受け取るためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と免除されていた期間等の合計が10年以上必要であることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 22	公的年金は、民間の個人年金とは異なり、物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、もらえる年金の実質的な価値がなるべく目減りしないような仕組みが取られていることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 23	全国民共通の基礎年金（公的年金の一階部分）は、民間の個人年金とは異なり、年金額の1/2は国が負担していることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 24	公的年金の財政は、自分が納めた保険料を積み立てて老後に受け取る仕組みではなく、現役世代が納めた保険料をそのときの受給者に支払う、仕送りに近い仕組みであることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 2 5

公的年金についてどのようなことが知りたいですか。当てはまるものに○（3つまで）をつけてください。

1. 自分がもらえる年金額の見込み
2. 年金の保険料について
3. 年金をもらう権利を得るための条件
4. 自分の被保険者記録
5. 公的年金と民間の個人年金の違い
6. 年金の手続き（免除、年金の請求、転退職時の手続き等）
7. 公的年金の制度の仕組み
8. 公的年金財政の現状と将来の見通し
9. 年金相談の場所
10. その他

問 2 6

国民年金に加入しながら、保険料を納めない人（保険料を免除されている方や第3号被保険者を除く）に対する国の対策についてどう思いますか。あなたの考えに当てはまるものに○（2つまで）をつけてください。

1. 国民年金の制度の意義・役割や有利な点について分かりやすく広報し、納付を促すべき
2. 経済的に保険料を納めることが困難な場合は、保険料が免除される制度があることをもっと周知すべき
3. 保険料を納めない人に対しては、もっと早く強制徴収（財産差押え）を行うべき
4. 保険料を納めない人は、税の軽減措置（民間の個人年金保険の生命保険料控除）の対象外とすべき
5. 保険料を納めない人には、免許証やパスポートを発行しないなどのペナルティーを科すべき
6. 保険料を納めない人の年金額は減額されるので、納めない人がいても仕方がない
7. その他

裏に続きます

最後に、調査結果を統計的に分析するための基本情報をお伺いします。

(F 1) あなたの性別

1. 男	2. 女
------	------

(F 2) あなたの生年月日

1. 明治	2. 大正	年	月	日
3. 昭和	4. 平成			

(F 3) あなたの配偶の関係

1. 配偶者と同居している。	→ 配偶者の世帯員番号	世帯員番号
2. 配偶者はいるが別居している。		
3. 配偶者はいない。		

ここの数字を記入してください

厚生労働省



配偶者の方の調査票

調査員記入欄

単位区 番 号	世帯 番 号	世帯員 番 号	確認欄
------------	-----------	------------	-----

秘

公的年金加入状況等調査調査票

●●調査のご協力をお願い●●

○ この調査は、国民年金・厚生年金（まとめて「公的年金」といいます）の加入状況等について、全国から無作為抽出により選ばれた世帯（約9万世帯）を対象として実施するものです。

○ お答えいただいた内容は、統計資料の作成以外に使用することは法律で禁じられており、例えば保険料や税金の徴収などに使用することはありませんので、ご安心してありのままをお答えください。

○ この調査は、より詳しい統計資料を作成するため、厚生労働省が既に実施した「国民生活基礎調査」の調査地区から対象世帯を選ぶ方法をとっています。したがって、繰り返しの調査のお願いとなってしまいますが、今後の年金事業の運営や年金制度の議論に必要な資料と

(F 4) あなたのご氏名

ご氏名は、ご回答内容に不明な点がある場合などに後日確認させていただくため、念のためにご記入いただくものであり、他の目的に使用されることは絶対にありません。後日、ご氏名の部分は切り離し、破棄しますのでご安心下さい。

フリガナ	
氏 名	

ご協力ありがとうございました。